

米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金 Q & A（全体版）

令和8年度版
(令和8年4月更新)

【問い合わせ】

米沢市役所3階 環境課カーボンニュートラル推進室

住所:米沢市金池五丁目2-25

Mail:kankyo-ka@city.yonezawa.lg.jp

TEL:0238-22-5111

目次

1	はじめに	3
2	申請に係るQ & A	4
(1)	基本事項	4
Q 1	「脱炭素先行地域」とは何ですか。	4
Q 2	事業の目的は何ですか。	4
Q 3	この補助事業の期限はいつまでですか。	4
Q 4	応募の受付数に上限がありますか。	4
Q 5	予算の上限はどこかで確認できますか。	4
Q 6	補助対象者を教えてください。	4
Q 7	建物の所有者の家族（同居する配偶者や子ども等）も申請できるのか。	5
Q 8	何度でも申請できますか。	5
Q 9	交付決定前に既に業者と契約している場合は、補助対象となりますか。	5
Q 10	市外に居住していますが、米沢市へ転居予定です。補助金は利用できますか。	5
Q 11	新築住宅に設置する場合は補助対象になりますか。	5
Q 12	撤去費用・処分費用は補助対象になりますか。	5
(2)	交付申請・実績報告・請求	6
Q 13	交付申請時に提出する設備の導入前の写真は、実績報告時に再度提出する必要はありますか。	6
Q 14	見積依頼業者から提出された見積書内訳に「〇〇工事 一式 △△円」とありますが、補助対象経費になりますか。	6
Q 15	実績報告時の「補助対象事業に係る支出を証する書類の写し」とはどのようなものですか。	6
Q 16	実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか。	6
Q 17	実績報告書に添付する契約書の写しとはどのようなものですか。	6
Q 18	再エネ100%電力にしたことを証する書類とは何ですか。	6
Q 19	電力契約者は補助金申請者と異なってもよいですか。	7
Q 20	再エネ100%電力プランへの切替はどの電力会社でもよいのでしょうか。おきたま新電力(株)と契約しなければいけないですか。	7
Q 21	申請者以外の口座を振込先とすることは可能ですか。	7
Q 22	工事完了後、補助金が振り込まれるまでの期間はどれくらいですか。	7
Q 23	断熱改修とエアコンに対して補助申請する場合、工事費はどのように積算すればよいですか。	7
(3)	既存住宅断熱改修	7
Q 24	国の先進的窓リノベ事業補助金との併用は可能でしょうか。	7
Q 25	住宅を建替え予定ですが、その際、断熱改修は補助対象になりますか。	7
Q 26	屋根の塗装は補助対象となるか。また屋根の塗装も合わせて断熱改修を行った場合はどうなりますか。	7
Q 27	足場の費用や、外壁のシーリング費用は対象となりますか。	8

(4) 高効率換気空調設備（エアコン）、高効率給湯器（エコキュート）	8
Q28 インターネットなどで機器を購入し、自分で取り付けた場合は対象になりますか。	8
Q29 現在、ストーブを使用しており、ストーブを処分し、エアコンを買い替えようと考えていますが、対象となりますか。	8
Q30 賃貸住宅に住んでいます。アパートに備え付けの暖房設備を撤去してエアコンを導入したいと思いますが、対象になりますか。	8
Q31 複数の部屋のエアコンを買い替えたいのですが、部屋ごとに補助金が出ますか。	8
Q32 高効率エアコンや高効率エコキュートだけが対象なのですか。	8
Q33 購入予定のエコキュート・エアコンが高効率かどうか分からない場合はどうすればよいですか。	8
Q34 ECHONET Lite 規格とはどのようなものですか。	9
Q35 エネルギーマネジメントとは何ですか。具体的に何をすればよいですか。	9
Q36 国の給湯省エネ事業補助金を申し込んでいるのですが、補助金の併用は可能でしょうか。	9
Q37 東北電力エコかえキャンペーンとの併用は可能でしょうか。	9
Q38 更新前のエアコンを処分した確認はどのようにするのでしょうか。	9
Q39 通常契約は書面で交わさず、見積書のみで仕事を受け工事後に代金を受け取り領収書を渡すのみですが、どうすればよいですか。	9

1 はじめに

米沢市では、令和2年10月に2050年CO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しており、令和7年5月に、国（環境省）が進める「脱炭素先行地域」に、飯豊町との共同提案書が選定されました。

この度、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された米沢市・飯豊町の事業計画（以下「市事業計画」という）で対象とする地域（以下「補助対象地域」という。）において再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入等の脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを目的として、「米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金」を交付します。

本補助金の申請に当たっては、「米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き」（以下「申請の手引き」という。）及び、関連する以下の資料などをよくお読みいただいた上で申請を行ってください。

<関連資料>

米沢市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱（以下、「市要綱」という。）

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱（以下、「国交付要綱」という。）

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下、「国実施要領」という。）

国実施要領別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（先行地域づくり事業）（以下、「国実施要領別紙1」という。）

国実施要領 別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）（以下、「国実施要領別表第1」という。）

2 申請に係るQ & A

(1) 基本事項

Q1：「脱炭素先行地域」とは何ですか。

A：脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなるものです。

米沢市・飯豊町は、共通の地域資源である米沢牛のサプライチェーン全体の脱炭素の取組み提案が評価され、脱炭素先行地域に選定されています。

引用：環境省HP

Q2：事業の目的は何ですか。

A：当市では、環境への負荷が少ない再エネ設備、省エネ設備の導入促進を目的に補助金を交付します。環境省から「第6回脱炭素先行地域」に選定された計画提案に基づいて実施する取り組みの一つとして、民生部門への再エネ等設備の導入促進を図るものです。

Q3：この補助事業の期限はいつまでですか。

A：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の間の事業実施を予定していますが、今後の状況により期間終了が前後する可能性があります。なお、補助事業は各年度内で申請・完了する必要があります。

Q4：応募の受付数に上限がありますか。

A：国の交付金を活用するため、毎年度、交付できる額には限りがあります。申請書類が揃った方から先着順で受付を行い、予算の上限額に達した時点で本年度の申請は受付終了となります。

Q5：予算の上限はどこかで確認できますか。

A：予算の執行状況については、ホームページで随時お知らせします。

Q6：補助対象者を教えてください。

A：補助対象者は、以下の（1）～（4）の要件をすべて満たす方です。

（1） 補助対象地域内に住民票の登録があり実際に居住する方

【補助対象地域】 窪田地区 ・ 上郷地区 ・ 万世地区 ・ 山上地区

※住宅の新築する場合など申請時点で補助対象地域に居住していない方は、実績報告の期日までに上記の地区へ居住（住定）することが必要となります。

※店舗併用住宅では、そのうちの事務所部分は対象外となります。

（2） 設備を導入しようとする建物を所有していること

※建物の所有者以外の方、建物を賃借している方は申請できません。

(3) 本市の市税の滞納がないこと

(4) 補助金の交付を受けようとする者が以下のいずれにも該当しないこと

①暴力団

②法人にあっては、役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

③法人でない団体にあっては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの

④個人にあっては、暴力団員に該当するもの

⑤上記に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

Q7：建物の所有者の家族（同居する配偶者や子ども等）も申請できるのか。

A：建物の所有者以外の方による申請は行えません。

Q8：何度でも申請できますか。

A：この補助事業を活用しての補助金交付については、1世帯当たり、1つの補助対象設備に対し、それぞれ1回限りです。1年目に太陽光発電設備、2年目に高効率エアコン等の複数年の活用は可能ですが、同じ補助対象設備を2回以上申請することはできません。

Q9：交付決定前に既に業者と契約している場合は、補助対象となりますか。

A：本市が本補助金の交付決定をする前に、工事業者等との契約等を行った場合は、原則、補助対象外となります。当該交付決定前に購入した設備の経費についても同様です。

なお、業者の選定は、交付決定前に行っても問題ありません。

Q10：市外に居住していますが、米沢市へ転居予定です。補助金は利用できますか。

A：実績報告書の提出時点までに米沢市の補助対象地域内の改修等を行った住宅に転居すれば、交付申請が可能です。実績報告時に、補助対象地域内に住所があることが確認できる書類（住民票の写し）を提出してください。

Q11：新築住宅に設置する場合は補助対象になりますか。

A：高効率エアコン、高効率給湯機器は、新築住宅への導入も補助対象になります。住宅断熱改修は既存住宅のみが補助対象となることから、新築住宅は補助対象外です。

Q12：撤去費用・処分費用は補助対象になりますか。

A：令和8年度から、設備の更新のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し・処分費用に限り、交付対象となります。加えて、更新ではなく新規の設備設置の場合は、必要最小限度の範囲の処分費用は交付対象となります。

ただし、実績報告時に、処分にかかる内訳の明細書類やマニフェスト（産業廃棄物管理票）の提出により、最終的に処分されているか確認できた場合に限ります。

具体的には、①配管・配線・天井材・床材・壁材等の取り外し費用、②①に伴う運搬費用及び処分費用が交付対象となります。

※アスベストの調査費用や家電リサイクル法にかかるリサイクル料金は交付対象外となります。

(2) 交付申請・実績報告・請求

Q13：交付申請時に提出する設備の導入前の写真は、実績報告時に再度提出する必要はありますか。

A：設備導入前の写真は交付申請書に添付いただき、実績報告書での添付は不要です。

Q14：見積依頼業者から提出された見積書内訳に「〇〇工事 一式 △△円」とありますが、補助対象経費になりますか。

A：補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず名称、単価、数量を記載していただく必要があります。

「一式 △△円」といったものや「雑費・諸経費」となったものは、補助対象となるかどうか判断ができず補助対象外となりますので、できる限り詳細な内訳書を提出してもらうよう事業者にご依頼をしてください。

Q15：実績報告時の「補助対象事業に係る支出を証する書類の写し」とはどのようなものですか。

A：領収書の写しや請求明細書等の写しなど、経費の内訳が明記された書類の提出をお願いします。

Q16：実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか。

A：実績報告書は、「工事完了の日から30日を経過する日」または「令和9年2月26日（金）」のいずれか早い日に提出する必要があります。

（例1）工事完了の日が11月17日の場合→12月17日までに提出する必要あり

（例2）工事完了の日が2月1日の場合 → 2月26日までに提出する必要あり

ただし、複数の設備（エアコンとエコキュート等）の交付申請に対して、1つの交付決定通知を受けている場合は、全ての設備の工事が完了した日（設置完了が遅い方の日）から起算した期限内に提出していただくことができます。

Q17：実績報告書に添付する契約書の写しとはどのようなものですか。

A：契約書又は請書等を提出いただき、補助対象となる設備導入にかかる取引日（契約日）が交付決定通知日以降であることを確認します。様式は任意のものとなりますが、取引日（契約日）がわかるもの、発注者名、受注者名、契約の概要がわかる書類の準備（工事業者への作成依頼）をお願いします。

Q18：再エネ100%電力にしたことを証する書類とは何ですか。

A：契約プラン名、契約者、契約日、建物の住所、供給開始日が分かる「契約内容通知」等の資料の写し（又は該当するWEBページを印刷したもの）の提出をお願いします。

電力会社により切替申込から通知までに要する期間が異なるため、交付決定通知後お早めに電力切替のお手続きを進めていただくようお願いします。

Q19：電力契約者は補助金申請者と異なってもよいですか。

A：電力契約者と補助金申請者は異なっても構いません。設備を導入する建物を間違いなく再エネ100%電力に切り替えていただく必要があり、Q18にかかる書類にて確認させていただきます。

Q20：再エネ100%電力プランへの切替はどの電力会社でもよいのでしょうか。おきたま新電力（株）と契約しなければいけないですか。

A：再エネ100%電力プランへの切替はあくまで任意の電力会社と行っていただくこととなりますが、おきたま新電力(株)は、脱炭素先行地域づくり事業の共同提案者として米沢市と連携し、先行地域内において環境付加価値を無料としたプランを提供いただいております。米沢市はおきたま新電力(株)への切替を推奨しております。

なお電力会社によっては、再エネ電力への切替によって電気料金が高くなる場合がございます。

Q21：申請者以外の口座を振込先とすることは可能ですか。

A：同居家族のみ可能です。その場合は交付請求書兼委任状委任状欄に、申請者による記名押印または署名をして提出していただきます。

Q22：工事完了後、補助金が振り込まれるまでの期間はどれくらいですか。

A：工事完了後に実績報告書（請求書を兼ねる）を提出いただき、内容に不備がなければ、「交付額の確定について」の文書を送付いたします。エアコン・エコキュートについては、実績報告書に不備がない場合は報告書をいただいた日から概ね2週間前後でお支払いします。

断熱改修については、実績報告書の審査・確認に時間を要する場合がございます。

Q23：断熱改修とエアコンに対して補助申請する場合、工事費はどのように積算すればよいですか。

A：断熱改修とエアコン設置工事、それぞれ別に見積書を作成してください。

（３） 既存住宅断熱改修

Q24：国の先進的窓リノベ事業補助金との併用は可能でしょうか。

A：補助の対象となる改修部分が重ならない且つ改修率の要件を満たす場合は併用いただけます。

Q25：住宅を建替え予定ですが、その際、断熱改修は補助対象になりますか。

A：補助対象外です。既存住宅断熱改修（断熱化）は、既存住宅（＝居住に供されている又は供されたことのある住宅）の断熱改修が対象です。

Q26：屋根の塗装は補助対象となるか。また屋根の塗装も合わせて断熱改修を行った場合はどうなりますか。

A：屋根の塗装は補助対象外です。交付申請の際には、補助対象経費のみで内訳を出した見積書等をご提出ください。改修等に屋根の塗装が含まれる場合、塗装に要する経費を除いたものが補助対象

経費となります。

Q27：足場の費用や、外壁のシーリング費用は対象となりますか。

A：足場の費用については、工事費（間接工事費）として補助の対象となります。外壁のシーリングについては、断熱材等による改修を行うにあたり気密性を保つ目的として事業を行うために直接必要な場合は、補助の対象となります。

（４） 高効率換気空調設備（エアコン）、高効率給湯器（エコキュート）

Q28：インターネットなどで機器を購入し、自分で取り付けた場合は対象になりますか。

A：本補助金は市内に本社がある施工業者による工事を対象としており、インターネットで機器を購入された場合は対象外です。

Q29：現在、ストーブを使用しており、ストーブを処分し、エアコンを買い替えようと考えていますが、対象となりますか。

A：対象となります。CO2 排出削減量算定シート上は「新設」として申請してください。

Q30：賃貸住宅に住んでいます。アパートに備え付けの暖房設備を撤去してエアコンを導入したいと思いますが、対象になりますか。

A：賃貸住宅は当補助金の対象外です（設備を導入しようとする建物の所有者であること、且つ賃貸していないことが申請の要件です）。

Q31：複数の部屋のエアコンを買い替えたいのですが、部屋ごとに補助金が出ますか。

A：同一設備の補助金申請は1つの建物につき1申請限りで、同一設備を複数申し込むことはできません。ただし、断熱改修、エアコン、エコキュート等異なる設備は同一年度または複数年度にわたって申請していただくことは可能です。

Q32：高効率エアコンや高効率エコキュートだけが対象なのですか。

A：本補助制度の目的として、従来の機器よりも少ないエネルギーで効率よく冷暖房能力を引き出す空調設備（高効率エアコン）やお湯を沸かすことができる給湯器（高効率エコキュート）の導入が必須条件となり、それ以外のエアコンやエコキュートは対象外です。

高効率の判断基準は、省エネ基準達成率が100%以上であることとしています。

Q33：購入予定のエコキュート・エアコンが高効率かどうか分からない場合はどうすればよいですか。

A：購入する製品のメーカーのホームページやカタログで、省エネ基準達成率が100%以上であることを確認ください。

Q34：ECHONET Lite 規格とはどのようなものですか。

A：様々な家電製品を通信技術で相互接続する（つなげる）ことができ、室内環境等の状況に応じた家電の活用が可能となり、より効果的にエネルギーマネジメントを行うことができます。

Q35：エネルギーマネジメントとは何ですか。具体的に何をすればよいですか。

A：建物の電力や熱などのエネルギー使用量を計測・分析・可視化し、IoT や AI 技術を用いて機器を制御することで、効率化や省エネ化を図る取組であり、エネルギーコストの削減やカーボンニュートラルの実現のため重要な行動です。

具体的な取組として、「外気温や時間帯に合わせてエアコン冷暖房を自動制御し、電気代を抑えながら快適な室温を保つ」、「使っていない家電を、こまめにオフにして待機電力を削減する」などがあります。

Q36：国の給湯省エネ事業補助金を申し込んでいるのですが、補助金の併用は可能でしょうか。

A：本補助金は国の補助金と併用いただくことはできません。

Q37：東北電力エコかえキャンペーンとの併用は可能でしょうか。

A：国・県の補助金との併用ではないことから可能となりますが、本市の補助金要件と他キャンペーン等の要件を満たしていただく必要がございます。他キャンペーン等の要件については、各事務局にご確認ください。

Q38：更新前のエアコンを処分した確認はどのようにするのでしょうか。

A：家電リサイクル券・排出者控えの写しを提出いただくことで確認します。

家電リサイクル券・排出者控えがない場合は、処分方法を確認させていただき、実績報告書に「先行地域内で再利用されない旨」を記載していただきます。

※当補助制度は、先行地域内での脱炭素化に係る取組であるため、CO2 削減のために従来の機器は処分していただくことを原則としています。

Q39：通常契約は書面で交わさず、見積書のみで仕事を受け工事後に代金を受け取り領収書を渡すのみですが、どうすればよいですか。

A：交付決定通知日以降、適切に契約が行われているか確認をする必要があるため、施工業者に契約書（又は請書等）の作成を依頼し提出をお願いします。